

	利用者様支援						職員 法人活動 等					
	帰省	面会	来客	外出	短期入所	見学・新規	実習生 見学 ボランティア	地域活動 利用者サークル 法人主催行事	外部研修 訪問	内部研修 委員会		
ステップ 2	△ 感染リスクをお伝えし自宅以外の外出自粛を要請。 法人および各事業所の感染状況によっては帰省の自粛を要請することがある。	△ 居住区以外で法人の面会対応により事業所管理者の判断により実施	△ 修理点検等やむおえない以外は居住区・作業室に入らず。居住区以外に入場でも来館者名簿と検温消毒を行う。	△ 感染対策を実施されている場所での実施。 <u>飲食対応は上記および原則個室対応とするが、店舗の感染対策を確認し、事業所管理者が許可した場合は個室以外も可能とする。</u>	△ 新規短期入所は見合わせ（緊急対応は部長会協議）	△ 新規利用 △ （緊急時部長会協議） 見学・実習 ○ ご本人、ご家族の2週間前の行動歴、体調を確認し事業所長が許可した場合実施。できるだけ居住区・作業場所には入らない対応。	○ 資格実習生 ○ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 見学 △ 見学者の体調確認を実施。事業所長が許可した場合、居住区・作業室に入らない対応 ボランティア △ 学校からの依頼を受け、資格実習生と同じ感染対応基準とする。その他不明な点は部長ミーティング協議	×	×	△ ただし、法人が必要とした場合には必ず計画段階で部長ミーティングにて協議し承認後実施	△ ただし、事業運営に必須な資格等の研修については部長ミーティングで検討する。道外について参加者のワクチン接種状況や出張先の感染状況を部長ミーティングで検討し、許可した場合に実施する	△ 研修会 △ ZOOM等集まらない研修のみ 業務打合せ等 △ 実施場所の許可人数の半数の人数で短時間で実施。 例外として、内容が法人運営に重要と判断された場合は例外。（判断は常務理事 不在時は現場理事）実施前に、感染対策を施設危機管理部長と感染委員長で対応確認実施。
北海道警戒レベル3以上でステップ2とする												
ステップ 1	△ ご自宅以外の外出の自粛要請	△ 居住区以外で法人の面会対応により事業所管理者の判断により実施	△ 修理点検等やむおえない以外は居住区・作業室に入らず。ただし、事業所管理者が許可した場合には可能。来館者名簿と検温消毒を行う。	△ 感染対策を実施されている場所での実施。 <u>飲食対応は上記および原則個室対応とするが、店舗の感染対策を確認し、事業所管理者が許可した場合は個室以外も可能とする。</u>	○	○ 新規 ○ （各事業所にて受け入れ時感染確認対応実施） 見学・実習 ○ ご本人、ご家族の2週間前の行動歴、体調を確認し事業所長が許可した場合実施。	○ 資格実習生 ○ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 見学 △ 事業所長が許可した場合で、見学者の体調確認を実施し対応。居住区・作業室への入室は事業所管理者判断。 ボランティア △ 学校からの依頼を受け、資格実習生と同じ感染対応基準とする。その他不明な点は部長ミーティング協議	△	○	△ 感染状況を考慮し、必ず行事計画前に部長ミーティングで協議し実施を決定	○ 感染対策されている研修のみ可能。 懇親会等飲食は不可 道外について参加者のワクチン接種状況や出張先の感染状況を部長ミーティングで検討。許可した場合に実施する	△ 研修会 △ ZOOM等集まらない研修のみ 内容により必要性がある場合には部長会にて協議 業務打合せ等 △ 実施場所の許可人数でできるだけ短時間で実施。 ZOOMでできる場合にはできるだけ対応
北海道の警戒レベル1-2でステップ1とする												
職員注意事項	①体調不調について、本人・同居家族の対応を継続 ②マスク着用・消毒・検温の継続 ③クラスター防止の為、プライベート含めて職員同士の飲食や集まり等については自粛依頼を継続（指示あるまで） ④勤務中の休憩時間や勤務後にマスクを外しての感染が増加。昼食等特に注意すること。 ⑤喫煙所は閉鎖。車内等で複数名での喫煙禁止 ⑥コロナ対応が落ち着くにつれメンタル不調が多くなる。メンタルヘルス対応に追加（人事部対応）											